



平成26年度肥料取締法一部改正の説明会並びに研修会開催

「平成26年度肥料取締法(公定規格)一部改正等の説明会並びに研修会」を3月26日、東京都千代田区の法曹会館において開催致しました。当協議会会員等約50人の方々にご参加頂きました。

来賓として、農林水産省消費・安全局農産安全管理課肥料企画班課長補佐の高橋賢様、同班登録基準係長の滝本陽一様、独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部の方々にご出席頂き、公定規格の改正等についてご説明頂きました。

説明会終了後には研修会として、公益財団法人日本花の会の和田博幸様に「桜の話と花の町づくりについて」ご講演頂きました。桜の名所や歴史から、花や緑による地域ネットワークやコミュニティ、地域振興などご説明頂きました。



小森強志会長あいさつ

昨今の経済情勢見渡しますと、昨年よりは、または一昨年よりは徐々に良くなっているのかと世間の報道等を感じております。直近の話だと、大手さんを中心に賃上げ、ベースアップなど行われようとしていますし、われわれの肥料・用土の業界といえますと、これは私見ですが、ゆとりがないとなかなか皆さんが花を愛でたり、作物を作られたり、そういう感覚にならないのではないかと、どうしてもぎりぎりの生活をしていると、なかなか難しいんじゃないかと。少しでも生活にゆとりができてくれば、われわれの業界全体としても少しずつ動き出していくんじゃないかと思っています。また、業界団体ですので、そういう拡大の一助になればと思いつながらいつも活動しています。

今後もできる限り、われわれの持っている、もちろん今日お見えの農林水産省さん、FAMICさんからの情報等々、会員の皆さんにすみやかに会報誌であったり、ホームページであったり、手段は限られてしまいますが、出来る限りみなさまにスピーディーに正しく理解して頂けるような活動をやっていきたいと思っています。業界として健全な業界を一步でも作っていききたいと思っていますので、今後ご協力をよろしくお願いいたします。



日本フラワー&ガーデンショウに出展

協議会の活動の一環として、今年も第25回日本フラワー&ガーデンショウに出展いたしました。同ショウは公益社団法人日本家庭園芸普及協会が主催されているもので、4月10~12日に千葉の幕張メッセ国際展示場で開催され、5万365人が来場してにぎわいました。協議会では会場内にブースを出展し、肥料・用土の知識や協議会の活動、FAMIC(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)様の紹介、サンプル展示等を行いました。

来賓祝辞

農林水産省 消費・安全局農産安全管理課
肥料企画班

高橋賢 課長補佐



肉骨粉の事業として摂取防止剤の試験を去年はやりました。3資材やって、今年もやっているんですけど、何資材か候補として上がってきています。それについては近々また皆様方にご説明していきたいと思います。もう一つ肉骨粉の大きな事業として、配合肥料を作った後に

どれだけ次の肥料が残るか、そういう試験もやっております。結果が出次第お伝えしていきたいと思います。

二つ目はSOP関係です。昨年の3月に制定して、5月にホームページに載せました。公定規格を作る上で皆様にまずやって頂くこと、農林水産省側がやること、FAMIC側がやることを定めた手順書でございます。そういう文書を定めることによって、それに基づいて公定規格の改定をやっていくということでございます。もう一つがクライテリア・アプローチです。

放射能のセシウム関係では腐葉土の試験をやってきました、ご承知の通り、400ベクレル/kgという基準値を下回ってくださいますようお願いしてるところですけども、そういうのを満たしているかどうか、そういう調査をやっているところです。

新しい事業として、貝殻に取り込まれているストロンチウムについて、規制するものではなく、どのくらいであるかと調査をさせていただきます。万が一、相当取り込まれているようであれば、規制についても考えていく、問題ない範囲であれば、そのことをまた皆様にお伝えするということになると思います。

今後とも肥料行政に当たりまして、皆様のご尽力を頂きまして進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

平成26年度肥料取締法（公定規格）の一部改正について

肥料への未利用資源の活用と安全性確保

限りある資源であるりん鉱石や加里鉱石に代わり、国内では、下水汚泥等から回収するりん、木質バイオマス燃焼灰中の加里といった、未利用資源を有効活用した肥料生産の増加が見込まれております。

一方、これらの未利用資源は、有害な重金属やダイオキシンといった化学物質に汚染されている場合が多いため、肥料の安全性を確保し、農地の汚染防止や人畜への健康被害防止を図る必要があると考えております。それに当たりまして、これら未利用資源にどういった有害成分がどの程度含まれているのかを調査していくこととしております。

これらを進めるに当たってのポイントは、まず1つ目は、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書（SOP）」に基づき、安全性を評価し、公定規格設定などの管理措置策定を迅速に行うことです。もう1つは、分析法を特定せず、必要な性能規準に適合する方法であれば自由に使用できるという、いわゆる「クライテリアアプローチ」となっております。では、これらについて説明させていただきます。

肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書（SOP）

公定規格を設定する要因としましては、事業者に起因するものとしては、仮登録及び公定規格設定にかかる要望があります。なお、仮登録とは、公定規格の定められていない普通肥料のうち、主成分の含有量や効果等が、公定規格の定めがある類似の肥料と同等であるものについて行うものです。

一方、農林水産省から公定規格を設定する場合としましては、規制緩和、立入検査、登録、未利用資源の有効活用、突発事故への対応が要因としてあげられます。例えば、突発的な事故が起きた際に、それに伴う有害成分を規制するために公定規格を改正するということがあります。

また、公定規格を改正する際は、人体への影響を評価するため、食品安全委員会に諮問しなければならないこととなっております。諮問の結果、問題がなければ、パブリックコメントや法令審査等の手続きを経て、公定規格が改正されます。このSOPは農林水産省及び独立行政法人 農林水産消費安全技術センターのホームページに掲載されていますので、ご覧いただければと思います。

クライテリアアプローチ

クライテリアアプローチとは、分析値が適切に導き出されるために分析法に必要とされる性能規準（クライテリア）を定めることで、使用できる分析法を特定せずとも、必要な性能規準に適合する方法であれば自由に使用できるというものです。

利点としましては、最新の分析技術を取り込んだ分析法を使用できること、習熟した方法や安価な方法でも事業者が自由に選択できること、輸入業者が日本の公定法で再分

析する必要がなくなることなどがあげられます。

なお、クライテリアアプローチを導入するに当たっては、分析法について「独立行政法人 農業環境技術研究所が定める肥料分析法によるもの」と規定されていたものを、「独立行政法人 農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法又はこれと同等の性能を有する方法によるもの」と、関係告示を改正することとしております。

新たな分析法につきましては、F A M I Cの他に、都道府県、分析業者、肥料生産業者の方も開発されると思えます。開発した分析法の普及に当たっては、例えば、土壤肥料学会等で新たな分析法について研究発表するなど、若い分析者の目標にもなると思えます。本改正により、そういった環境も整備していければと考えております。

「牛の肉かす等の肥料利用に向けた省令等の改正について」

牛の肉骨粉等の肥料利用につきましては、B S E発生にともない平成13年10月以降に一時停止の要請をしておりましたが、その後、蒸製骨粉といった一部の肥料につきましては、一定の条件を付けた上で流通可能としてきたところです。

その他の牛の肉骨粉等に関しましては、平成25年2月に食品安全委員会に諮問し、同年4月、7月及び11月に答申を受けて、肉骨粉については平成26年1月に、その他の肉かす等については平成26年10月に、必要な管理措置等を行ったものであれば、流通を可能としたところです。

主な改正事項は、「指定配合肥料の見直し（指定配合肥料の原料から、管理措置を行わない肉かす等を除外。）」、「牛への誤用・流用の防止のための管理措置を改正（炭化、灰化及び蒸製等を管理措置に追加。）」、「肥料登録等要件の見直し（牛由来の原料を原料とする肥料に管理措置を義務付ける。）」、「保証票への表示事項を見直し（摂取防止材の使用量について、二次肥料は記載の省略可能。）」、「肥料容器への表示事項の見直し（家畜等への給与や牧草地等への施用を禁止する旨を義務付け。）」、「生産工程の概要の記載（蒸製てい角粉、蒸製毛粉及び蒸製皮革粉について、生産工程の概要の記載を義務付け。）」となっております。

一部について詳細に説明しますと、管理措置については、動植物質以外の被覆原料による被覆、灰化、溶融、アルカリ処理、蒸製などがあり、これらの管理措置を行った場合は、摂取防止材は不要ということです。なお、現在摂取防止材として認められているものは、消石灰、とうがらし粉末、パームアッシュとなっておりますが、その他の有効な摂取防止材についても試験を行っており、試験結果を踏まえて、新たな摂取防止材が追加することとしております。

その他

その他、本年1月に公定規格を改正し、農業入り肥料につきまして、化成肥料を1銘柄、家庭園芸用複合肥料を2銘柄、新たに追加いたしました。

Q&A

【Q1】 有機JASにおける使用可能資材の『経過処置』についての詳細を教えてください。

(A) 有機農産物のJAS規格において使用可能な肥料は「製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る」となっております。ただし、農作物の栽培方法や肥料の流通状況等を鑑み、次の肥料については、やむを得ない場合に限り、「経過措置」の中で使用を認めております。

1 植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材、食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材並びに発酵した食品廃棄物由来の資材（大豆油粕等）については、その原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていない資材の入手が困難な場合には、当分の間、組換えDNA技術を用いた資材を使用することが可能

2 たまねぎの育苗用土については、粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限りポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することが可能

【Q2】 有機JASに関すると思われるユーザーから求められる、製品・資材証明の内容が微妙に異なることについての質問です。メーカーが提出する書類に記載しなければならない必須の項目をお教え下さい。また、必須項目と異なる事項の記載を求められた場合、必須項目を記載した書類の提出だけではダメなのでしょうか。

(A) 登録認定機関がJAS認定を行うにあたり、使用される資材がJAS規格に合致しているかを判断するために資材証明書等を求めています。メーカーが作成する資材証明書について、国において必須項目等は定めてはおりません。必要に応じて、その都度、認定機関や農業者に確認することも検討していただければと思います。

【Q3】 牛由来の原料が解禁されましたが、摂取防止材の添加が必要となりました。肉骨粉など、これまで使用できなかった牛材料への摂取防止材添加が必要と考えますが、従来より、国産の蒸製骨粉や食品工業のゼラチンは、スチーム処理や酸アルカリ処理工程により『安全が確認されている原料』と把握しています。肥料原料使用に際し、摂取防止材の添加が必要なのでしょうか。

(A) 過去に肥料利用が可能となった牛由来の蒸製骨粉等についても、他の肥料（化学肥料等）との混合をするよう要請してきたところですが、今回の改正により、その他の肥料との混合を明確にしたのが、化学肥料50%以上との混合であり、そのほかに摂取防止材の混合による管理措置も認められたところです。更に、OIEの蒸製条件（133℃以上、3気圧以上、20分以上）を満たしていれば、BSE発生リスクが低減することが食安委等で認められたことから、原料加工確認を受けて頂ければ、単肥での流通も認められたところです。一方、ゼラチンの生産における条件については、現在、原料加工措置に指定されていないため、摂取防止措置等の管理措置が必要となります。今後、ゼラチンの生産における条件について

のBSEの発生リスクの低減が認められれば、新たな原料加工措置に追加することとなります。

【Q4】 ARfDが設定された際に、それ以前に自主的に取り下げていた作物について、復活の申請が可能と分かった作物について申請した際の審査期間はどのくらいになるのかの目安はありますか？ また、その復活の申請と仮にその他の拡大申請をしている場合、同時期に登録をおろして頂くことは相談に応じて頂けるのでしょうか？ ARfD関連では改版作業費用の他相当な費用が掛かっています為、正の登録になることに関しては、ご考慮頂けると助かります。

(A) ご質問のケースの審査期間は、通常の審査期間を目安としていただいております。また、登録のタイミングについては、関係する申請者の皆様でご検討のうえ、農業対策室にご相談下さい。

【Q5】 植栽地以外の土地の雑草駆除を目的とする除草剤には、農林水産省登録のもの（適用作物：樹木等、使用方法：植栽地を除く周辺地散布）と、登録のない非農耕地用除草剤があります。登録のない非農耕地用除草剤は「農業として使用することはできない」旨明示されていれば、特に販売に問題ありません。ということは、わざわざ非農耕地用除草剤と同じ場所に用いる除草剤に農業登録を取得する意義が感じられないのですが、このことをどうお考えになりますか？

(A) いわゆる非農耕地で使用する除草剤について、当方から農業登録を行うよう指導していません。

【Q6】 以前、農業販売所への立ち入り検査で、農林水産省登録品であるが植栽地以外に使用する樹木等適用の除草剤に対し、『農耕地には使用できないのだから、農業の売り場に置いてあってもそのような除草剤は端に寄せるべき』というコメントを受けたことがあります。農業登録を取得しているにもかかわらず、植栽地以外に使用する樹木等適用の除草剤は作物に使う農業とは分けて扱わねばならないのですか？

(A) 利用者が間違えて購入することがないように販売していただくことが重要と考えています。当方からそのような指導を行うよう都道府県に指示していませんが、過去に誤って適用作物「樹木等」と表示された農業が農作物等の栽培管理に使用されたことがある等の事例があったなどの理由から都道府県の判断でこのような指導を行うことは可能であると考えます。

【Q7】 農業販売所への立ち入り検査で、肥料売り場の中に置いてある農業肥料や、ねずみ対策売り場で医薬部外品の殺鼠剤の中に置かれている農業登録殺鼠剤に対して、「非農業の中に一緒に陳列する際は農業であることを明記すること」と指摘を受けたことがあります。ご指摘であったため、POP等を利用し「この商品は農業です」と明示対応しましたが、今までこのような話は聞いたことがありません。このご指摘は妥当なのでしょうか。またこのような疑問があったときは、どこに確認すればよろしいのでしょうか？

(A) 利用者が間違えて購入することがないように販売していただくことが重要と考えています。当方からそのような指導を行うよう都道府県に指示していませんが、過去に誤って医薬部外品が農業として使用されたことがある等の事例があったなどの理由から都道府県の判断でこのような指導を行うことは可能であると考えます。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」 に基づく対応に関する説明

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が、平成25年12月に閣議決定されており、独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、講ずべき措置として、2つの項目について指摘を受けました。

まずは、FAMICは5年間の中期目標・中期計画に基づき業務を行ってきましたが、検査機関という観点から、「単年度管理型の法人とする」という指摘を受けました。

二つ目は、「農薬等の登録検査業務に関しては、生産コスト削減に向けた政策に配慮しつつ、関係府省と協力して、審査期間の短縮、申請方法の見直し等により申請者の負担軽減を図りながら、検査コストに見合った適正な金額に手数料を改めるとともに、手数料の算出根拠の透明化を図る」という指摘です。手数料の改定につきましては、皆様方にも影響が及ぶものとなっております。

本方針を踏まえ、国としましては、生産コスト削減と手数料見直しを両立させるため、5つの負担軽減対策を考えております。

○普通肥料の登録の有効期間の見直し

3年と設定されている肥料のうち、品質の安定性が確認され、一定期間違反もないものについては、有効期間を6年に見直し。

○指定配合肥料の原料・材料の拡大

原料や材料の配合により品質上問題がないことを確認できれば、指定配合肥料への原料、材料の使用を認める。

○電子申請支援システムの導入

電子申請が可能な体制を構築。

○肥料の品質管理の向上と立入検査方法の見直し

業者が安価な分析法により品質管理を行えるよう、クワイテリアアプローチを導入。

立入検査の際、生産・品質管理が的確に行われている場合は取去を省略。品質管理が不十分な業者への立入検査に重点化。

○農業者の庭先配合の運用改善

農業者の委託により肥料生産・販売業者等が配合し、その資材を他者に流通しない場合は、一定の条件の下、登録・届出は不要とする運用改善を実施。

「登録手数料の見直しの考え方について」

現在、登録手数料は、登録検査業務に係る直接的な経費である人件費や物件費をもとに設定しているところで、具体的にはFAMICが行っている登録検査業務には、①資材の効果や品質などに関係する検査業務、②消費者の健康や環境への影響に関係する検査業務があります。このうち、①については、これに要するコストを受益者であるメーカーに負担してもらうべきものと考え、「手数料」として徴収。②については国が負担すべきものと整理しております。

見直しの考え方としましては、閣議決定に記載された「検査コストに見合った適正な金額に手数料を改める」ため、①に加え、②に要するコストについても、受益者である申請者が負担すべきものと整理し、その算定要素に組み入れることといたします。

今後のスケジュールとしましては、検査業務に要する検査時間の実態把握、手数料の具体的な見直し額の検討、財務省との調整、農薬取締法施行令・肥料取締法施行令の改正を経て、平成28年4月から新たな登録手数料の導入となる予定です。

会員紹介 ◇毎回、会員リスト掲載順に紹介しています◇

中島商事株式会社

〒470-1101

愛知県豊明市沓掛町石畑158

TEL0562-92-1281 FAX0562-92-3080

HP:<http://www.toyochukk.co.jp>

以下の事業を愛知県、静岡県、広島県で行っています。◎「家庭園芸のトヨチュー」というブランドで肥料、除草剤等を全国に販売しています。◎家庭園芸用肥料（液体、粉体）の製造委託もお受けいたします。◎家庭用の除草剤（ストレートタイプ）の製造委託もお受けいたします。◎その他各種園芸用品の製造受託もお受けいたします。◎中部地区では、家庭園芸用品の総合卸売も行っております。

「土・肥料メーカー」としての長い経験と実績をベースに、園芸用商品の企画開発・製造販売から“緑のあるライフスタイル”の提案に至るまで幅広く手掛けています。皆さまの暮らしのパートナーとしてお役に立てるよう、お客さまとのダイレクトなコミュニケーションをより大切にしています。「失敗しない、失敗させない」をもっとうに、暮らしに役立つ新商品を開発して、流通パートナーさまと共に、魅力的な売場展開していきます。

株式会社花ごころ

〒454-0911

愛知県名古屋市中川区高畑1丁目52番地

TEL052-369-0080 FAX052-369-0081

HP:<http://www.hanagokoro.co.jp>

事務局より

総会の日程が決定しましたので、お知らせします。

第32回家庭園芸肥料・用土協議会通常総会

【日時】7月23日(木) 受付開始13:00 総会13:30～

【会場】メルパルク大阪（大阪市淀川区宮原4-2-1 TEL06-6350-2111）

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年(1984)に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒174-0054 東京都板橋区宮本町39-14 公益財団法人日本肥糧検定協会内

TEL03-5916-3833 FAX03-5916-3828 <http://www.a-hiryo-youdo.com/>